伊勢原市意思疎通支援事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、伊勢原市地域生活支援事業実施要綱（平成２５年伊勢原市告示第７１号）第３条第１項第４号に規定する意思疎通支援事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 手話通訳者　手話通訳士（手話通訳を行う者の知識及び技術の審査・証明事業の認定に関する省令（平成２１年厚生労働省令第９６号）の定めるところにより実施された手話通訳技術認定試験に合格し、登録を受けた者をいう。）又は神奈川県が認定した手話通訳者をいう。

(2) 要約筆記者　神奈川県聴覚障害者福祉センターが主催する要約筆記者講習会を修了した者又は同等の技術が認められる者をいう。

(3) 意思疎通支援者　前２号に掲げる者のうち、心身ともに健全で、障害者の福祉の向上に理解と熱意を持ち、伊勢原市に登録をしたものをいう。

（実施事業）

第３条　市長は、次に掲げる意思疎通支援事業を実施するものとする。

(1) 手話通訳者設置事業　意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対し　、相談、届出等の手続の円滑化を図るため、毎週火曜日及び金曜日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日並びに１月２日、同月３日及び１２月２９日から同月３１日までを除く。）の午前８時３０分から正午までの間、手話通訳者を市役所障害福祉担当課に配置する事業

(2) 意思疎通支援者派遣事業　意思疎通を図ることに支障がある障害者に対し、意思疎通の円滑化を図るため、意思疎通支援者の派遣を行う事業

（意思疎通支援者の登録）

第４条　意思疎通支援者の登録を希望する者は、伊勢原市意思疎通支援者登録申請書（第１号様式）に次のいずれかの書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 手話通訳者であることを証する書類

(2) 要約筆記者であることを証する書類

２　市長は、前項の申請があったときは、内容を審査し、登録の可否を決定し、伊勢原市意思疎通支援者登録（却下）決定通知書（第２号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

３　市長は、前項の規定により意思疎通支援者として決定したときには、伊勢原市意思疎通支援者登録台帳（第３号様式。以下「登録台帳」という。）に登録するものとする。

４　市長は、前項の規定により、登録台帳に登録した者に伊勢原市意思疎通支援者証（第４号様式。以下「意思疎通支援者証」という。）を交付するもの

とする。ただし、神奈川県意思疎通支援者証を所持している場合は、交付を省略できるものとする。

５　意思疎通支援者証の交付を受けた者は、業務に従事するときには常に意思疎通支援者証を携帯し、本証の提示を求められた場合はこれを提示しなければならない。

６　意思疎通支援者は、登録事項に変更があるときは、速やかに伊勢原市意思疎通支援者登録事項変更届（第５号様式）を市長に提出しなければならない。

（登録の取消し）

第５条　市長は、次の各号のいずれかに該当した場合には、意思疎通支援者の登録を取り消すことができる。この場合において、速やかに意思疎通支援者証を市長に返還しなければならない。

(1) 意思疎通支援者から伊勢原市意思疎通支援者登録辞退届（第６号様式）の提出があったとき。

(2) 第１４条の規定に違反したとき。

(3) 手話通訳士の認定が取り消されたとき。

(4) 神奈川県による手話通訳者の認定が取り消されたとき。

（派遣対象者等）

第６条　意思疎通支援者派遣事業の対象となる者は、伊勢原市内に住所を有し、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等で、意思疎通支援者がいなければ健聴者との円滑な意思の疎通を図ることが困難なもの及び意思疎通支援者を必要とする行事の主催者とする。

（派遣の内容）

第７条　意思疎通支援者派遣事業の対象となる内容は、別表第１のとおりとする。

（派遣の地域及び時間）

第８条　意思疎通支援者を派遣できる地域は神奈川県内とし、派遣できる時間は原則として午前８時から午後９時までとする。ただし、特に市長が認めた場合は、この限りでない。

（派遣の申請）

第９条　意思疎通支援者の派遣を希望する者（以下「申請者」という。）は、利用する日の閉庁日を含まない３日前までに伊勢原市意思疎通支援者派遣申請書（第７号様式。以下「派遣申請書」という。）により市長に申請しなければならない。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合はこの限りではない。

（派遣の決定）

第１０条　市長は、前条の申請があったときは、内容を審査の上、意思疎通支援者の派遣の可否を決定し、その旨を伊勢原市意思疎通支援者派遣決定（却下）通知書（第８号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により意思疎通支援者の派遣を決定したときは、当該

派遣が可能な意思疎通支援者を選考の上、手話通訳・要約筆記依頼書（第９号様式）により、意思疎通支援者に依頼するものとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合はこの限りではない。

（費用負担）

第１１条　意思疎通支援者の派遣に要する費用は、徴収しないものとする。ただし､意思疎通支援業務を行う際に必要となる意思疎通支援者に係る入場料、参加費その他これらに類する費用は申請者が負担しなければならない。

（報告）

第１２条　意思疎通支援者は、意思疎通支援業務の終了後、速やかに伊勢原市意思疎通支援者派遣業務報告書（第１０号様式）を作成し、当該月の翌月１０日までに市長に報告するものとする。

（報償等）

第１３条　市長は、意思疎通支援者に対し、別表第２に定める基準により月ごとに報償等を支払うものとする。

（意思疎通支援者の責務）

第１４条　意思疎通支援者は、意思疎通支援業務を遂行するに当たっては、個人の人格を尊重し、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 事業を通じて知り得た情報を本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

(2) 手話通訳又は要約筆記の技術、聴覚障害者等に関する知識の向上に努めること。

２　前項第１号の規定は、意思疎通支援者を辞した後にも適用する。

（委任）

第１５条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成２６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行前に、改正前の伊勢原市地域生活支援事業実施要綱第２条の規定により通知された通訳者派遣決定通知書は、伊勢原市意思疎通支援事業実施要綱第１０条第１項の規定により通知された伊勢原市意思疎通支援者派遣決定（却下）通知書とみなす。

附　則（令和６年３月２５日告示第４１号）

この告示は、令和６年４月１日から施行する。

別表第１（第７条関係）

区分	主な対象
行政	市・県等が主催する大会、行事、説明会
	市・県・国の行政機関における相談、手続
	市民会館等の公共施設における利用手続
	事件・事故のため、警察官・裁判所等における対応
	行政機関等による表彰式の出席(本人表彰・その他)
	行政機関等による公的融資説明会の出席、相談、手続
団体行事	障害者団体の会議、研修会、市行事等への参加 （主な対象団体） 　身体障害者福祉協会、手話サークル連絡協議会など
	自治会等の活動（会議、行事）への参加
病院	病気、怪我による受診（本人、家族）
	健康診断、健診、人間ドック（本人、家族）
	子供の出産（本人、家族）
	通院、医師説明、入退院手続、手術説明等
学校	学校の面談、学校における進学、就職相談（本人、家族）
	保護者会や授業参観への出席
	学校、保育園の運動会や各種行事及び懇談会への参加
その他	結婚式の主催及び出席（１親等まで対象）
	葬式等の主催及び出席（１親等及び配偶者まで対象）
	就職の相談、面談、試験
	資格試験の相談、受験（市等が主催するもの）
	資格取得のための講習会や講義の出席（市等が主催するもの）
	民間賃貸アパートの相談、入居手続
その他市長が認めるもの	聴覚障害者等、生活上、手話通訳が不可欠と認められるもの

別表第２（第１３条関係）

１　設置

１回につき５，５００円

２　派遣

報償費	基本分（２時間以内）	４，３００円
	加算分（１時間当たり）	１，２００円
交通費（１回の派遣につき）		派遣場所が市内の場合は、５００円 派遣場所が市外の場合は、１，０００円

備考

(1) 派遣時間とは､意思疎通支援者の拘束時間(自宅を出てから帰宅するまでの時間を含む。)とする。

(2) １回の派遣時間は、８時間を限度とする。

(3) 派遣時間が午後９時から午前８時までの間は、１時間毎５００円を加算する。

第１号様式（第４条関係）

伊勢原市意思疎通支援者登録申請書

年　　月　　日

伊勢原市長　殿

申請者
住　所
氏　名

次のとおり、伊勢原市意思疎通支援事業実施要綱第4条の規定により、意思疎通支援者の登録を受けたいので申請します。

（ふりがな） 氏　名	
住　所	
生年月日	年　　月　　日生　（　　歳）
連絡先	電話番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 携帯番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ メールアドレス（パソコン用） ＿＿＿＿＿＿＿＿ メールアドレス（携帯用） ＿＿＿＿＿＿＿＿
業務内容	手話通訳者　・　要約筆記者（手書き・パソコン）
神奈川県登録の有無	有（登録番号　　）　・　無
手話通訳者・要約筆記者の資格	□手話通訳士　□手話通訳者　□要約筆記者　□その他
添付書類	□手話通訳者であることを証する書類 □要約筆記者であることを証する書類
手話通訳者・要約筆記者の経験歴	
その他特記事項	

※その他特記事項には、活動できる時間帯等について記載すること。

第２号様式（第４条関係）

年　　月　　日

伊勢原市意思疎通支援者登録（却下）決定通知書

様

伊勢原市長　　印

年　　月　　日付けで申請のありました伊勢原市意思疎通支援者の登録について次のとおり決定したので通知します。

１　登録の種別　　手話通訳者　・　要約筆記者

２　登録の可否　　可　・　否　（理由　　）

３　登録日　　年　　月　　日

第3号様式（第4条関係）

伊勢原市意思疎通支援者登録台帳

番号	手話通訳者 要約筆記者	氏　名	生年月日	郵便番号	住所	電話番号	FAX	メールアドレス	携帯電話	登録日	備　　考
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

第４号様式（第４条関係）

（表）

第　　号

伊勢原市意思疎通支援者証
（手話通訳者・要約筆記者）

写真

氏　　名
住　　所
生年月日　　年　月　日生

上記の者は、伊勢原市意思疎通支援事業実施要綱により選定した意思疎通支援者であることを証明する。

年　月　日

伊勢原市長　　印

（裏）

（注 意 事 項）

１　伊勢原市意思疎通支援事業の業務従事するときには、本証を常時携帯すること。
２　本証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。
３　伊勢原市意思疎通支援者を辞退した場合には直ちに本証を返還すること。
４　本証の提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。

第５号様式（第４条関係）

伊勢原市意思疎通支援者登録事項変更届

年　　月　　日

伊勢原市長　殿

意思疎通支援者名

伊勢原市意思疎通支援事業実施要綱第４条の規定に基づき、下記のとおり登録事項を変更したいので届出ます。

変更理由		
変更年月日	年　　月　　日	
変更事項	変更前	変更後

第６号様式（第５条関係）

伊勢原市意思疎通支援者登録辞退届

年　　月　　日

伊勢原市長　殿

意思疎通支援者名

次の理由により登録を辞退します。

（理由）

第７号様式（第９条関係）

伊勢原市意思疎通支援者派遣申請書

年　　月　　日

伊勢原市長　殿

申請者
住　　所
氏　　名
電話番号
ＦＡＸ
メールアドレス

伊勢原市意思疎通支援事業実施要綱第９条の規定に基づき、次のとおり意思疎通支援者の派遣を申請します。

種別	手話通訳　・　要約筆記
派遣日時	年　月　日（　）　時　分から　時　分
派遣内容	
派遣場所	
待合せ場所及び時間	
その他	

第８号様式（第１０条関係）

伊勢原市意思疎通支援者派遣決定（却下）通知書

年　　月　　日

様

伊勢原市長　　印

年　　月　　日付けで申請のあった意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）の派遣について次のとおり派遣（理由により却下）します。

意思疎通 支援者名	
派遣日時	年　　月　　日（　　）　　時　　分から　　時　　分
派遣内容	
派遣場所	
待合せ場所 及び時間	
その他	
却下の理由	

第９号様式（第１０条関係）

手話通訳・要約筆記依頼書

年　　月　　日

様

伊勢原市長　　印

次のとおり手話通訳・要約筆記を依頼します。

申請者氏名	
派遣日時	年　　月　　日（　　）　　時　　分から　　時　　分
派遣内容	
派遣場所	
待合せ場所 及び時間	
その他	

第１０号様式（第１２条関係）

伊勢原市意思疎通支援者派遣業務報告書

年　　月　　日

伊勢原市長　殿

意思疎通支援者名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　　月分の意思疎通支援業務（手話通訳・要約筆記）について、次のとおり報告します。

派遣日時	派遣時間		申請者名	派遣場所		派遣内容
月　　日	時　　分から 時　　分まで	時間　　分		市内 市外		
月　　日	時　　分から 時　　分まで	時間　　分		市内 市外		
月　　日	時　　分から 時　　分まで	時間　　分		市内 市外		
月　　日	時　　分から 時　　分まで	時間　　分		市内 市外		
月　　日	時　　分から 時　　分まで	時間　　分		市内 市外		
月　　日	時　　分から 時　　分まで	時間　　分		市内 市外		

（注１）派遣時間は、家を出発してから、家に戻ってくるまでに要した時間を記入してください。（派遣依頼をした業務が終了し、帰宅途中に他の用事があった場合は、その用事がなかったものとして記入してください。）

（注２）当該月の翌月１０日までに提出してください。